

基本金明細書

(自)令和 6年 4月 1日 (至)令和 7年 3月31日

社会福祉法人 祥健会
拠点区分:特別養護老人ホーム とうごう苑

(単位:円)

区分並びに組入れ及び取崩しの事由	合計	各拠点区分毎の内訳		各サービス区分毎の内訳						
		とうごう苑	とうごう苑	デイサービス	支援センター	ショートステイ	ヘルプ	グループ	小規模	
前年度末残高	423,176,907	423,176,907	310,614,837	75,380,316	11,752,672	25,388,582	0	40,500	0	
	第一号基本金	243,074,898	243,074,898	175,909,799	43,855,878	7,716,014	15,552,707	0	40,500	0
	第二号基本金	167,101,009	167,101,009	121,704,038	31,524,438	4,036,658	9,835,875	0	0	0
	第三号基本金	13,001,000	13,001,000	13,001,000	0	0	0	0	0	0
第一号基本金	当期組入額									
	増築費用に充てるための寄附金									
	計									
	当期取崩額									
	計									
第二号基本金	当期組入額									
	施設創設時の設備資金借入金の償還のための寄附金									
	計									
	当期取崩額									
	計									
第三号基本金	当期組入額									
	計									
	当期取崩額									
	計									
	当期末残高	423,176,907	423,176,907	310,614,837	75,380,316	11,752,672	25,388,582	0	40,500	0
第一号基本金	243,074,898	243,074,898	175,909,799	43,855,878	7,716,014	15,552,707	0	40,500	0	
第二号基本金	167,101,009	167,101,009	121,704,038	31,524,438	4,036,658	9,835,875	0	0	0	
第三号基本金	13,001,000	13,001,000	13,001,000	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。
2. ①第一号基本金とは、注解 (注12) (1) に規定する基本金をいう。
②第二号基本金とは、注解 (注12) (2) に規定する基本金をいう。
③第三号基本金とは、注解 (注12) (3) に規定する基本金をいう。
3. 従前及び今回の改正において特例により第一号基本金、第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。